明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○教員資格認定試験規程の一部を改正する省令（**文部科学**一四）　一

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**一八一）　一

○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一〇）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一一）　四

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二一二）　五

○円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一三）　六

○ダルフールにおける平和構築のための教育施設建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**二一四）　六

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**六〇七～六一四）　六

○自動車の型式を指定した件（**国土交通**三五二～三六八）　七

○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**三六九～三七五）　九

○都市公園の供用を開始する件（**中部地方整備局**七四）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　国税庁　経済産業省　一〇

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁

財団、金融商品取引業者に対する登録取消し、建設業の営業の停止命令関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

外務省・日本郵政共済組合定款の一部変更関係　二

会社その他

省　令

○文部科学省令第十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条の二第三項の規定に基づき、教員資格認定試験規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十四日

文部科学大臣　川端　達夫

教員資格認定試験規程の一部を改正する省令

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中

幼稚園教員資格認定試験	七千六百円
小学校教員資格認定試験、教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百円

を

幼稚園教員資格認定試験	一万三千四百円
小学校教員資格認定試験	一万四千六百円
高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百円

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百八十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月十四日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

宮城県土地家屋調査士会

仙台市青葉区二日町十八番三号

認証年月日

平成二十二年三月二十三日

○外務省告示第二百十号

平成二十二年三月十八日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月十四日

外務大臣　岡田　克也

（円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十九億九千七百万円（八、九九七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際復興開発銀行による第六次開発政策借款及びアジア開発銀行による第五次開発政策支援計画の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。